

## 京都市中央卸売市場第二市場運営協議会 議事録

日時 : 平成 22 年 11 月 25 日 (木) 14 : 30~16 : 00

場所 : 第二市場 会議室

出席者 (敬称略) 委員 : 井坂洋子 (新日本婦人の会京都府本部副会長), 泉恵子 (住みよい京都をつくる婦人の会事務局長), 稲本志良 (京都大学名誉教授), 大西雷三 (京都食肉買参事業協同組合理事長), 岡田大生 (京都食肉市場労働組合委員長), 小畑紀代子 (京都市地域女性連合会常任委員), 坂井由春 (京都副生物卸協同組合理事長), 新山陽子 (京都大学大学院農学研究科教授), 宮田正美 (京都食肉市場株式会社代表取締役)

開設者 : 高山光史 (京都市中央卸売市場第二市場長), 西尾淳一 (京都市中央卸売市場第二市場業務課長), 辻茂樹 (京都市中央卸売市場第二市場施設管理課長), 中川善宏 (京都市保健福祉局衛生環境研究所食肉検査部門担当課長)

欠席者 (敬称略) 委員 : 宅間敏廣 (全国農業協同組合連合会京都府本部副本部長)

事務局 : 京都市 6 名

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 1 名

議事内容 : (1) 京都市中央卸売市場第二市場マスタープラン (中間案) について  
(2) 売買取引の方法の変更について  
(3) その他

配布資料 : 会議次第

【資料 1】京都市中央卸売市場第二市場運営協議会委員名簿

【資料 2】京都市中央卸売市場第二市場運営協議会関係法規 (抜粋)

【資料 3】京都市中央卸売市場第二市場運営協議会議事録 (平成 22 年 9 月 30 日開催分)

【資料 4】京都市中央卸売市場第二市場マスタープラン (中間案)

【資料 5】京都市中央卸売市場第二市場マスタープラン (中間案) 市民意見募集用リーフレット

【資料 6】売買取引の方法の変更について

### 1. 議事

(1) 京都市中央卸売市場第二市場マスタープラン (中間案) について

(A 委員)

- ・ マスタープラン中間案について, バランスのとれた良い計画だと思う。一つ言わせていただくと, 資料の中で「安全・安心」といった言葉がよく使われていると思うが, 全体の仕組みとして, 「安定」した組織によって運営が行われるという意味で「安定」という言葉をどこかに入れてはどうかと思う。

(B 委員)

- ・ 「安全・安心」はもちろんのこと, 「安定」した組織があつてこそマスタープランも推進していける。
- ・ 光熱水費等, 市場運営に対して多額の繰入金があることについては, 地下鉄が「コトチカ」等を作って努力しているように, 市場も工夫して増頭に取り組んでいければと思う。

⇒多額の繰入金を減じていくことが必要という意見をいただいた。増頭等をはじめとして積極的な事業展開をしていくということになる。(会長)

(C委員)

- ・ 増頭をすると光熱水の使用量は増える。衛生的な品物を市場から出そうと思うと仕方がない部分がある。以前では井水を使えたが、ヒ素が検出され、現在は市水になっている。それも光熱水費が膨らんでいる要因になっている。
- ・ 海外輸出というのは具体的にどうすればいいのか。  
⇒海外に出すお肉は、牛と豚が交差汚染をせず、一貫して外気に触れることなく加工・パックまでを行い輸出することになる。衛生のための仕様については、そのような工程を守って輸出しようとなると、おのずとHACCPに対応した施設となる。また、水の使用については、福岡市場の事例によると、湿気による細菌の発生を防ぐために、水の使用を最低限に抑えていると聞いており、改築後の市場においても使用する水量の最適化を図りたいと考えている。(事務局)

(D委員)

- ・ 光熱水費について、衛生的な内臓を市場から出そうと思うと水の使用量は増える。また、以前は水温が一定な井水を使用していたが、今は市水を使用しているため、夏になるといったん水温を下げてから使用しなくてはならない。これにも電気代がかかっており非効率である。せっかく井水があるので活用して欲しい。使う場所によっては井水を使っても良いのではないか。  
⇒第二市場は食品衛生施設であるので、水道法に基づく検査が義務付けられている。以前、検査を実施したなかで、井水にヒ素が含まれていることが分かり、即座に使用を停止した。掃除等の中でなら使用できるのではという意見もあるが、水は使用すると飛散するため、施設の中では使用できない。将来的な話をすると、ヒ素を除去する装置が安価に設置できるならば、費用対効果を見極めたうえで設置していきたいが、現段階ではそのような装置がない。そのような状況の中、井水は使えないということで御理解をいただいている。(事務局)

(E委員)

- ・ 3年前にヒ素が検出される以前は、検査において指摘されることなく井水を使用できていたということなら、再度、検査を行えばヒ素が検出されることなく使用できるようになるのではないか。  
⇒現在の施設では井水と市水を併用できる配管になっておらず、市水のみが使用可能な状態にあるためそのようなことができない。二重配管にすることも施設の改築においては課題となってくる。(事務局)

(F委員)

- ・ 現在の施設は耐震性能を満たしていないという問題がある。来年に大規模な地震があった場合など、市民に安全な食肉を提供していくためには何かあってからでは遅い。少しでも早くHACCPに対応した施設に改築することが必要である。状況が整えば、施設の改築を前倒して行えるよう、スケジュールを変更するなど柔軟に対応できないかと考える。そうすることで需要が高まっているシンガポール等への輸出もできるため、市場間の競争においても重要になってくる。  
⇒早期に事業に打って出るという意味でも重要なことである。それについては、早く施設の改築に進んでいけるかにかかっており、そのためには関係者の合意形成などが必要だが、その点については市から意見はあるか。(会長)  
⇒それについては御意見をいただいております、計画の最も大きなポイントとなるのが関連事業者を一元化して新会社を設立し、いかにその新会社を運営していくかにある。な

ぜなら、新会社の事業・体制や、それに応じた施設や設備の内容を明確にした上で資本を投下する必要があり、その点を明確にすれば、計画のスケジュールを短縮することは可能であると考えている。そのためには一刻も早い新運営会社の設立が求められる。(事務局)

⇒買参組合にも議論をいただき、増頭に向けた取組等を協働してやっていくことが、計画の推進には重要なことであると思う。(会長)

(E委員)

- ・ マスタープランの推進、とりわけ施設の改築について進捗評価事項が満たされていないと先に進まないという部分には疑問がある。市の財政が厳しい状況は理解できるが、まずもってこういった施設を建てるということを決めてもらえないだろうか。耐震問題や厳しい食肉業界の情勢がある中で、スケジュールの前倒しというのを考えて欲しい。  
⇒施設改築の推進は市の財政の問題だけではない。新会社の体制・事業が決まらなければ、施設内容は決まらない。関係者の努力がポイントになるのでは。(会長)  
⇒計画を守るのは当然として、しっかりした体制を作らなくてはならない。私の意見としては、しっかりした体制ができ、増頭を行い、最終段階ではなく将来の運営の見通しが立った時点での計画の前倒しができないかということである。(F委員)  
⇒計画は、市民の方々に、どのような運営体制と計画があるということを示したうえで、施設の改築に移っていくというものである。運営体制や計画については一刻も早く明示し、施設の改築に移っていききたい。(事務局)

(G委員)

- ・ 消費者の立場では、「安心・安全」なものを食べたいという考えがある。TPPの問題が出ていの中で、どれだけ国産のものを確保していけるのかという不安もある。国産の飼料米を食べて育った鶏卵など、消費者は意識をもって購入している部分もあるので、そのような打出し方も必要ではないかと思う。環境に配慮した太陽光パネルなど、イニシャルコストをその後の運営の中で賄っていけるのであれば、環境に配慮した施設というイメージはプラスになると考える。  
⇒飼料米などを肉牛のえさに活用するということもある。先ほどの飼料米を使った卵も1個につき1円高いが、1年間に何個買えば、飼料米を作るための水田に再生されることで、何個の荒廃水田がなくなるという情報をつけて販売されており、自分の購買をそのようなところに結び付けたいという動機もある。京都肉のブランド化という中にそのような取組も入れていける可能性はある。(会長)

(H委員)

- ・ 消費者の立場としては、「安全・安心」なものを、また、この不況下であるので「安く・美味しいもの」を売っていただければと思う。

(事務局)

- ・ いただいた意見については、マスタープランに反映できる部分は反映させていただく。

(2) 売買取引の方法の変更について

特に意見なし

(3) その他

特になし

以上